

託送料金相当額について

当社の導管等の供給施設に関する費用は、託送供給約款に基づき、当該供給施設を利用する当社小売部門を含めた全てのガス小売事業者がガスご使用量に応じて等しく負担しております。

お客さまにお支払いいただいているガス料金には当該費用が含まれており、この費用を託送料金相当額といいます。託送料金相当額の計算方法については下記にてご確認ください。なお、より詳しい内容については「託送供給約款」をご確認ください。

2 部料金の場合 <主に家庭用・小規模業務用のお客さま向け>

適用される区分は月ごとのガスのご使用量に応じて決まります。適用される区分の「定額基本料金」と「従量料金（従量料金単価×ガスのご使用量）」を合計した金額が託送料金相当額となります。

2017年4月21日実施

(税抜)

適用区分 (1ヶ月のガスのご使用量)		定額基本料金 (円/月)	従量料金単価 (円/m ³)
料金表A	0 m ³ から 20 m ³ まで	450.00	48.91
料金表B	20 m ³ を超え 100 m ³ まで	700.00	36.41
料金表C	100 m ³ を超え 300 m ³ まで	1,700.00	26.41
料金表D	300 m ³ を超え 1,000 m ³ まで	3,500.00	20.41
料金表E	1,000 m ³ を超える場合	4,950.00	18.96

【計算例】ガスのご使用量が 50 m³/月（料金表Bを適用）消費税率 8%の場合

$$\begin{array}{rcl}
 \text{定額基本料金} & & \text{従量料金} & & \text{託送料金相当額(税抜)} \\
 & & (\text{従量料金単価} \times \text{ガスのご使用量}) & & (1 \text{円未満切捨て}) \\
 700.00 \text{円} & + & 36.41 \text{円} \times 50 \text{m}^3 & = & \underline{2,520 \text{円}}
 \end{array}$$

$$\begin{array}{rcl}
 \text{託送料金相当額(税抜)} \times (1 + \text{消費税率}) & = & \text{託送料金相当額(税込)} \\
 2,520 \text{円} \times 1.08 & = & 2,721 \text{円}
 \end{array}$$

(1円未満切捨て)